

## 信州型フリースクール運営事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、「信州型フリースクール認証制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に定める活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱第6により信州型フリースクールとして認証を受けており、有効な認証期間内の実施主体とする。

### (補助対象経費及び補助率)

第3 補助金の交付対象となる経費、補助率は認証区分ごとに別表のとおりとし、義務教育段階の児童生徒への支援を主な目的とする運営事業に充てるものとする。

2 補助対象経費の算定に当たり、本事業に従事する職員が本事業以外の業務を兼ねて従事している場合は、本事業以外に係る人件費を差し引くか按分して算定すること。

### (補助金額の算定)

第4 補助金額は、補助対象経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、別表に定める限度額を上限とする。

2 前項により算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

### (交付申請書)

第5 規則第3条に規定する申請書は、信州型フリースクール運営事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 様式第1号の別紙及び別表に掲げる書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第15第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

(交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更するときは、信州型フリースクール運営事業変更承認申請書(様式第2号)及び第5第2項に準じる関係書類を速やかに知事に提出し、その承認を受けること。ただし、第7に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときも含む)は、信州型フリースクール運営事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (3) 知事は、補助金の交付にあたって必要があると認めるときは、前各号に定めるもののほか、当該補助金の使用方法等について条件を付することができること。

(軽微な変更の範囲)

第7 第6第1項第1号に規定する軽微な変更は次の変更とする。

- (1) 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業の細部の変更であって、補助金の増額を伴わないもの。
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増額又は減額

(状況報告)

第8 知事は補助事業者に対し、必要に応じ補助事業等の遂行の状況について、報告を求めることができるものとする。

(実績報告書)

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告は、信州型フリースクール運営事業補助金実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 様式第4号の別紙及び別表に掲げる書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業の完了又は廃止のあった日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度における4月10日のいずれか早い日とする。

4 知事は、補助事業の完了等に係る報告を受けた時は、書類の審査又は必要に応じ現地調査による確認を行い、補助金の額を確定する。

(交付請求)

第10 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の支払い(概算払いを含む。)を受けようとするときは、信州型フリースクール運営事業補助金交付(概算払)請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の概算払いの請求があった際はその内容を審査し、適当と認める場合には、交付決定額の8割(千円未満の端数は切り捨て)を上限に、年2回を限度として概算払い

をすることができる。

(書類の保管)

第 11 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整理保存すること。

(対象期間)

第 12 補助事業の対象期間は、第 5 に定める申請書の提出があった年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(他の補助金等との併用)

第 13 国や地方公共団体等による他の補助金等と補助対象経費の事業範囲が重複していない場合で、かつ、他の補助事業の定めにより他団体等との併用が禁止されていない場合は、その併用を認める。

(関係機関との情報共有)

第 14 知事は、記載内容の確認や不登校児童生徒等への必要な支援のための連携・協力を目的に、本要綱により提出された書類における一部の情報を、市町村教育委員会等の公的な関係機関と共有する場合がある。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 15 第 5 第 4 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第 5 第 4 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第 6 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3関係）

認証区分 (実施要綱第6)	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 居場所支援型	<p>【職員人件費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証区分に応じて必要な支援員及び事務員等の人件費（労働基準法第11条に定める賃金、法定福利費（社会保険料、労働保険料））</li> </ul>	1 / 2 以内	1者あたり 年間48～60万円 <b>(※1)</b>
2 学び支援型	<p>【支援充実に必要な経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師の謝金、旅費</li> <li>・職員の研修開催費、外部研修の参加費</li> <li>・学びに資する教材費</li> <li>・体験活動に要する経費（運動・工作・芸術・野外活動等のための備品購入費・修繕費、保険料、車両借上料、文化施設等入場料）</li> </ul>		1者あたり 年間140～200万円 <b>(※2)</b>

<補助限度額について>

本事業を行う施設の基本的な開所日数や実利用人数に応じて、以下表の額を限度とする。

なお、補助金交付申請時の各数値（月別の数値を平均したもの）は、申請前年度の実績や申請年度の状況等を踏まえた見込みから算出し、申請年度の実績によりその交付額を確定する。

**(※1)**

1 居場所支援型 (4区分)		開所日数 (週当たり)	
		1日	2日以上
実 利 用 人 数	4人未満	48万円	54万円
	4人以上	54万円	60万円

**(※2)**

2 学び支援型 (6区分)		開所日数 (週当たり)		
		3日	4日	5日以上
実 利 用 人 数	8人未満	140万円	160万円	180万円
	8人以上	160万円	180万円	200万円